〔様式６〕
【疾病・感染症対策課】
管理番号：40802

不利益処分の名称	健康診断勧告に従わない者に対する健康診断の実施

◎法令の定め
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条第 2 項
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 45 条第 2 項

◎処分基準の内容
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条第 2 項
　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 45 条第 2 項
　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。